令和３年　神奈川県議会　厚生常任委員会

令和３年７月８日

谷口委員

今回、ワクチンの打ち手として、接種業務に当たっていただいている潜在看護師の方々のことについて少し伺っていきたいと思うのですが、こうした潜在看護師の方々は現職の看護師ではなく、病院にも所属をしていないということで、いわゆる優先接種者である医療従事者とはみなされていませんので、中には自らの接種を受けないまま接種業務に当たっている方、もしくはこれからその業務に当たられる方がおられます。

ある接種業務を行う予定の方が、市に問い合わせたら、それは医療従事者ですから県に問い合わせてくださいとあり、県に問い合わせたら、まだ接種業務に当たっていないので市に聞いてくださいと、こういう形で、なかなか対応してもらえなかったという方がいらっしゃって、非常に不安を抱えていらっしゃるということです。

まず、こうした状況について、県としてどのように対応されているのか、確認をさせてください。

医療危機対策本部室長

まず、潜在看護師の方は、一旦離職されているということなので、離職した時期が医療従事者等への優先接種の接種券が発行されているときかどうかというところがまずネックになります。時期的に、発行されてから辞められたという方でしたら、医療従事者等の枠で、今現在、新規の医療従事者等向けの接種券は発行しておりませんので、持っていれば医療従事者等の枠で、もうワクチンの残余があまりないので、そこの確認にもなりますが、その枠で受けられる。

一方、かなり前に辞められていて、接種券がないという方については一般枠、市町村での枠になります。市町村のほうでも今、高齢者の接種がある程度進んできた段階で、基礎疾患の受付のほうを開始しています。基礎疾患、あるいは福祉施設の従事者、例えば、横浜市ではそういった方については、比較的優先的に予約が取れるという形でやっていますので、個別の相談を受けながら一般枠で、従事者が、どこの市町村で打ち手として働かれるのかということにもよりますが、そういったことについて、個別に相談を受けていただいて、たらい回しにはならない形で、お受けしたいと考えています。

谷口委員

これは、実はかつて、時期は定かでないのですが、こうした不安の声を頂いて、担当の方に問い合わせたところ、市町村でこうした接種券のない対象者の方々をリストでまとめていただければ、県として医療従事者の接種券を発行します、それがあれば、サイトでいわゆる予約が取れるからというお話を頂いたのですが、このことについては市町村に周知されているのでしょうか。

医療危機対策本部室長

医療従事者向けのワクチン自体が、もう残余がないという話は市町村に伝えております。今、そういう現状です。

そういった中で、市町村側で対応できるかという形は、個別の相談の中で、

先ほどの話になります。
谷口委員
　残余がないということがはっきりして、市町村に周知した時期はいつ頃なのですか。
医療危機対策本部室長
　市町村に通知といった形ではないのです。県の現状を、連絡会議などといった中で説明しているという状況です。
谷口委員
　市町村に、新規はもう受け付けられませんということを伝えた時期は分かりますか。
医療危機対策本部室長
　具体的な何月何日かということは、今現在、承知しておりませんが、頻繁に連絡会議等を行っていますので、そういった中では伝えてありますし、新規受付停止ということはホームページでも出していただいております。
谷口委員
　我々が受けた説明とそこは行き違いがあるので、この場でやっても、恐らくこれ以上議論は進まないと思います。後ほど、後でしっかりと、説明も含めて、この辺の対応のところ、委員会終わった後、もう一度確認をやらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
　私の質問は以上です。

意見発表

谷口委員

３点のみ、意見発表させていただきます。

まず、新型コロナウイルスワクチンの接種体制整備費について申し上げます。

優先的にワクチン接種が行われるべき福祉施設等の従事者に対して、県独自の集団接種会場の設置運営をし、ワクチンの接種体制を強化するとのことであります。

また、ワクチンはモデルナ製を使用するとのことですが、モデルナ製は不足が懸念されており、確実に確保するよう要望します。

また、ワクチンの数が決まっているため、希望者全員に接種できるわけではないとのことでありますので、そうしたことを事前にしっかりと周知しておくよう求めておきます。

２番目に、国からのワクチン供給の市町村への配分について申し上げます。

本県は、７月 19 日の週及び 26 日の週について、国から市町村へのワクチンの配分を決定しました。今回、市町村への配分の考え方として、基本の配分枠に加えて、調整枠が設定されております。基本調整枠は、１つ目、大規模接種会場を設置している市町村、２つ目、接種が進み、ワクチン在庫率が低い全国上位 200 位以内に該当する市町村が対象となっております。

また、厚生労働省は昨日７日、基本配分計画を改定したとの事務連絡を出しました。その中では、在庫については、第 11 クールについては６月 25 日から７月８日、今日になってしまいますが、その間にＶＲＳに登録された接種回数を使用して、在庫率を上げます。第 12 クールについては、７月７日から７月 20 日の間にＶＲＳに登録された接種回数を使用するという予定だと記載をされております。つまり、接種が進んでいても、ＶＲＳへの入力が遅れていると、数字としてワクチン在庫率が高く出てしまいますので、既にやっていただいているかと思いますが、調整枠をしっかりと確保するためにも、県として市町村にＶＲＳへの入力を接種後できるだけ早く行うよう、後押しをしていただきたいと考えます。

最後に、先ほど質疑をさせていただいた潜在看護師へのワクチンの優先接種について申し上げます。

先ほど、あの質疑の後サイトを確認したところ、医療従事者等の接種予定リストの新規受付を一時停止しますという発表がされたのは、今週の月曜日、７月５日ということが記載されておりました。そういう意味で、我々が受けた質問との間に、若干疑問が残るところであります。

いずれにしても、今、停止をしているわけでありますが、一時停止ということですので、せっかく手を挙げてくださった潜在看護師の方々が不安なく接種業務に当たれるよう、潜在看護師の皆様への優先接種について、もう少し知恵を絞っていただくようお願いをしたいと思います。

以上、意見を申し上げましたが、当常任委員会に付託された諸議案に賛成し、意見発表を終わります。